

～安全、安心、未来につなぐ水づくり～

双葉地方  
水道企業団  
広報

# すいどう



No.53 令和6年1月



## もくじ

- P1 表紙（目次）
- P2 企業長あいさつ／理事会・議会・監査委員  
令和5年第2回議会定例会報告
- P3 令和4年度決算の概要
- P4 水道管の凍結破裂を防ぎましょう
- P5 10月から「使用水量のお知らせ」が変わりました  
ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を行っています  
防災訓練を実施しました
- P6 復旧作業等についてのご協力をお願い  
小学生の声が浄水場に戻ってきました！！



発行／双葉地方水道企業団

住所／〒979-0515 双葉郡檜葉町大字上小墾字小山6-2 TEL／0240-25-5315(代) FAX／0240-25-5385



双葉地方水道企業団  
企業長 **松本幸英**

## 新年のごあいさつ

新年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げますとともに、平素より当企業団の業務に特段のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年は、特定復興再生拠点区域内関連事業における配水管の健全性の確認や、近年の異常気象で増加しております突発的な災害に対応できる体制づくりを強化してまいりました。今年も引き続き、双葉地方の復興・地域振興のため、「安心・安全な水を安定的に供給する」という使命を果たせるよう、事業を推進してまいります。

新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけが、「5類感染症」に変更され、社会経済活動が平時に戻りつつありますが、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されております。感染防止対策として最も効果があり、誰でも簡単にできる「手洗い・うがい」で、身近な水道水を感染予防にお役立ていただければ幸いです。

最後になりますが、今年一年の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

## 理事会・議会・監査委員（令和5年12月1日現在）

### 双葉地方水道企業団理事会

企業長	松本幸英	(檜葉町長)
副企業長	山本育男	(富岡町長)
理事	遠藤智	(広野町長)
理事	吉田淳	(大熊町長)
理事	伊澤史朗	(双葉町長)

### 双葉地方水道企業団監査委員

代表監査委員	坂本和久	(富岡町)
監査委員	松本和也	(檜葉町)

### 双葉地方水道企業団議会

議長	宇佐神幸一	(富岡町議会議員)
副議長	坂本洋	(檜葉町議会議員)
議員	遠藤浩	(広野町議会議員)
議員	西本久雄	(広野町議会議員)
議員	関本範貞	(檜葉町議会議員)
議員	高野匠美	(富岡町議会議員)
議員	石井和弘	(大熊町議会議員)
議員	武内正則	(大熊町議会議員)
議員	高萩文孝	(双葉町議会議員)
議員	小川貴永	(双葉町議会議員)

## 令和5年第2回議会定例会報告

令和5年8月24日(木)、令和5年第2回議会定例会が、小山浄水場管理本館（檜葉町）で開催されました。

条例の制定、令和4年度水道事業会計欠損の処理及び決算の認定、工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定及び令和5年度各会計補正予算の7議案が上程され、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。



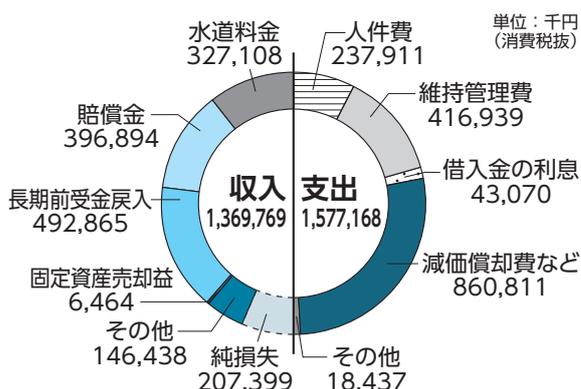
## 令和4年度決算の概要

### 水道事業会計

#### ■ 収益的収支 ■

(水道水を作りお届けするための収入と支出)

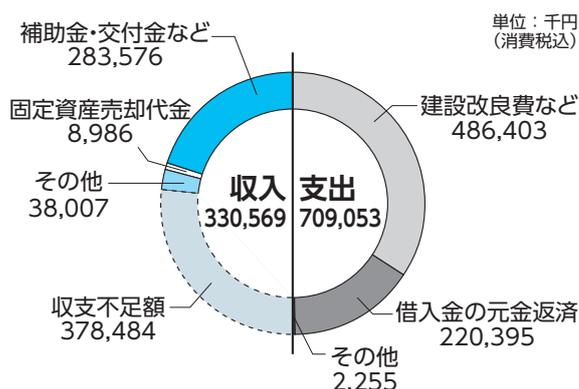
収益的収支の収入合計は13億6,976万9千円、支出合計は15億7,716万8千円で、2億739万9千円の純損失となりました。この純損失は、前年度からの繰越欠損金8億3,178万9千円と合算し、未処理欠損金として翌年度へ繰り越しました。



#### ■ 資本的収支 ■

(水道施設を整備するための収入と支出)

資本的収支の収入合計は3億3,056万9千円、支出合計は7億905万3千円で、3億7,848万4千円の収支不足が発生しました。この収支不足額は、内部留保されている資金（減価償却費などの現金を伴わない費用）で補てんしました。

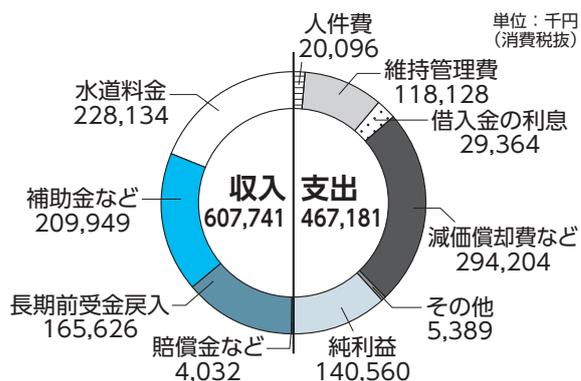


### 工業用水道事業会計

#### ■ 収益的収支 ■

(工業用水を作りお届けするための収入と支出)

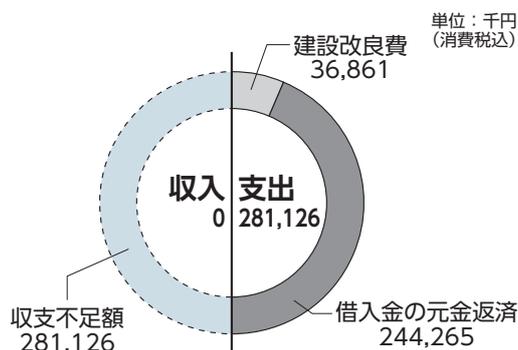
収益的収支の収入合計は6億774万1千円、支出合計は4億6,718万1千円で、1億4,056万円の純利益となりました。この純利益は、借入金返済のために積み立てました。



#### ■ 資本的収支 ■

(工業用水道施設を整備するための収入と支出)

資本的収支の支出合計は2億8,112万6千円で、同額の収支不足が発生しました。この収支不足額は、減債積立金や内部留保されている資金（減価償却費などの現金を伴わない費用）で補てんしました。



### 令和4年度 資金不足比率 について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項に基づき、資金不足比率及びその算定基礎となる書類について監査委員に審査していただきました。

また、監査委員の意見として、令和4年度資金不足比率については、水道事業、工業用水道事業ともに資金不足は生じていない結果となり、この比率の算定においては、その過程に誤りがなく、算定の基礎となった決算書についても適正に調製されているとの意見を監査委員よりいただき、令和5年第2回議会定例会にて報告いたしました。



## 水道管の

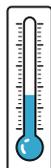
# 凍結 破裂を防ぎましょう



### ⚠️ こんなときは注意

水道管が凍りやすくなるのは…

- 最低気温が **-4℃以下** になるとき
- 留守にしてしばらく水道を使用しないとき



-4℃

### 凍ると大変！

水道水が使えない!!

寒い日が続く凍結・破損が増えると、すぐに水道業者が来られないことも。

**解氷作業や修繕にお金がかかる!!**

ご家庭の水道管はお客様の財産です。

解氷作業や修繕にかかる費用は、お客様の負担になります。

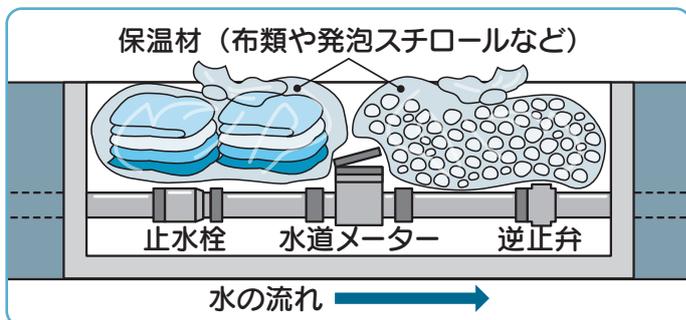
令和5年1月寒波のときは…

令和5年1月24日(火)から2月1日(水)にかけての寒波では、企業団管内で**50件**を超える凍結・漏水被害が発生しています。

“凍結させないこと”が大切です!! 水抜きや保温など事前の対策をお願いします

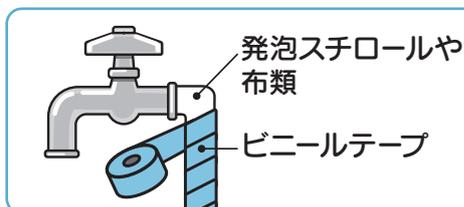
## メーターや屋外水栓の水抜き・保温

### ●メーターの保温



- 金属製蓋のメーターボックスの中に発泡スチロールなどの保温材を入れましょう。
- 樹脂製蓋のメーターボックスには凍結対策品もありますが、凍結が心配なときは保温材を入れましょう。

### ●屋外水栓の水抜き・保温



- 水抜き栓があるときは、必ず水抜きをしましょう。
- むき出しになっている水道管は、発泡スチロール製などの保温材で保温してください。また、水道管用の凍結防止ヒーターを使用することも効果的です。

### ●凍結して水が出ないとき

そのまま自然に解凍するまで待つのが一番ですが、お急ぎなどやむを得ない場合には、凍ってしまった部分にタオルや布などをかぶせて、その上からゆっくりと**ぬるま湯**をかけてください。**熱湯を急にかけると、水道管や蛇口が破損するおそれがあります。**

### ●水道管が破裂してしまったら

メーターボックス内の止水栓(バルブ)を閉めて、水を止めてください。破損した部分に布かテープをしっかり巻き付け応急処置をしてから、すぐに水道業者に連絡して修理しましょう。

## 10月から「使用水量のお知らせ」が変わりました

令和5年10月から始まった消費税のインボイス制度に対応し、お客さまに発行している「使用水量のお知らせ」が右の例のとおり一部変更となりました。

今回の変更で新たに、「適用税率」「税率ごとに区分した消費税相当額」「発行事業者の登録番号」を記載しておりますが、水道料金等の計算方法が変更になるものではありませんので、ご安心ください。

なお、下水道事業者の登録番号につきましては、媒介者交付特例の適用により、水道事業者である当企業団の登録番号のみを記載しております。

よろしくお祈りします



なお、インボイス制度について詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。



請求予定金額				
使用水量	上水	m <sup>3</sup>	下水	m <sup>3</sup>
水道料金	円	( )	円	( )
下水道使用料	円	( )	円	( )
合計金額	円	( )	円	( )

( )内は消費税等額を表示しています。(税率 10%)  
 このお知らせでは直接集金は致しません。  
 ※ 月分の口座への入金 は 月 日までにお願いします。

口座振替済通知書

通信欄

双葉地方水道企業団  
T9000020078883

追記箇所

追記箇所

【担当:総務課営業係 TEL 0240-25-5323】

## ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を行っています

企業団では、水道をご使用されているお客様を対象に、水道水を安心してお使いいただくため、ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を行っています。検査をご希望される方は、下記までご連絡ください。

〈申込締切〉 令和6年2月29日(木)17時まで

【担当:施設課浄水係 TEL 0240-25-5341】



## 防災訓練を実施しました



いつ起こるかわからない“災害”に備えて

令和5年7月20日(木) 雷による大規模停電と豪雨を想定して実施

## お知らせ



## 復旧作業等についてのご協力をお願い

## 〈復旧作業についてのごお願い〉

給水区域内の本格的な水道復旧をめざし、給水に必要な通水試験や漏水調査を順次実施していますが、配水管修理や水道メーター付近の調査・止水作業のため、職員並びに水道業者がお客様の敷地内へ立入りさせていただく場合があります。

早期復旧をめざし修繕工事等をすすめてまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いします。



## 〈メーター検針についてのごお願い〉

企業団では、毎月1日～8日の期間に水道メーター検針を行っています。効率的な検針のため、メーターボックス周辺に物を置かないなどのご協力をお願いします。

また、検針の結果、水量の変動が大きい場合には、後日職員が訪問し漏水の有無や使用状況の変化などについてお伺いすることがありますので、ご協力をお願いします。

## 小学生の声が浄水場に戻ってきました!!

企業団では、新型コロナウイルス感染症のまん延以降、見学の受付を休止してきました。

現在は見学の受け入れを再開しており、5月31日(水)に榎葉小学校の皆さん、9月28日(木)に富岡小学校の皆さん、11月10日(金)に広野小学校の皆さんにご来場いただきました。



5月31日(水) 榎葉小学校



9月28日(木) 富岡小学校



11月10日(金) 広野小学校



案内する職員も、場内で聞く子どもたちの声に、思わず笑顔がこぼれていました。

企業団では、随時見学を受け付けておりますので、個人・団体を問わず多くの皆様のご来場をお待ちしております。



【お問合せ: 総務課総務係 TEL 0240-25-5315】

## ● 双葉地方水道企業団連絡案内 ●

〒979-0515 福島県双葉郡榎葉町大字上小埜字小山6-2  
TEL : 0240-25-5315 (代表)  
FAX : 0240-25-5385  
URL : <https://www.f-mizu.jp>



【開庁時間】  
8時30分～17時15分(平日)

お問合せ内容	問い合わせ先 (TEL)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>水道の使用開始、休止</li> <li>水道料金、水道メーター検針</li> </ul>	総務課営業係	0240-25-5323
<ul style="list-style-type: none"> <li>水道工事、漏水、水質</li> </ul>	施設課	0240-25-5341
<ul style="list-style-type: none"> <li>給水装置(給水管や蛇口など)工事</li> </ul>	施設課給水係	0240-26-0911